



発行 新潟県
第 64 号
 平成30年8月17日
 毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 891 種畜証明書の交付をした旨の通報（畜産課）
- 892 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 893 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 894 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 895 遊漁規則の変更認可（水産課）
- 896 保安林の指定解除予定（治山課）
- 897 土地改良区役員の就任届（農地計画課）
- 898 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 899 土地改良区役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 900 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 901 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 902 土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 903 建設業法による許可の取消し（監理課）
- 904 道路の区域変更（道路管理課）
- 905 道路の供用開始（道路管理課）
- 906 兼用工作物の管理方法に係る協議成立（道路管理課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）
- 一般競争入札の実施（病院局経営企画課）

選挙管理委員会規程

- 12 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

公安委員会規則

- 7 新潟県警察組織規則の一部を改正する規則（警備第二課）

告 示

◎新潟県告示第891号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第8条第1項の規定により、農林水産大臣から次のとおり種畜証明書の交付をした旨の通報があった。

平成30年8月17日

新潟県知事 花 角 英 世

種畜証明書番号	名前	品種	等級	飼養者の住所・氏名
10311411243	菊花美2	黒毛和種	1級	上越市 新潟県笹ヶ峰放牧場利用組合
11487927569	日奈百合	黒毛和種	1級	上越市 新潟県笹ヶ峰放牧場利用組合

31715020004	ダブル ロンス ヤマダBF 2 238-09	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31815010001	アキレス サキ ヤマダBF 2 283-06	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31815010002	ハーミテージ サキ ヤマダ BF 3 306-09	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31815010003	ハーミテージ ロンス ヤマ ダBF 10 137-04	ランドレース種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31815010004	ユーロン ウルフ ヤマダB F 2 317-06	大ヨークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31815010005	ゾック ウルフ ヤマダBF 3 297-02	大ヨークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31815010006	エクスプレス コーベ ヤマ ダBF 3 300-08	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31815010007	コーベ フェニックス ヤマ ダBF 4 300-04	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31815010008	ゾック ウルフ ヤマダBF 1 321-11	大ヨークシャー種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男
31815010009	コーベ エクスプレス ヤマ ダBF 3 210-09	デュロック種	2級	中魚沼郡津南町 山田 芳男

◎新潟県告示第892号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成30年8月17日

新潟県知事 花角 英世

1 区域

佐渡漁業協同組合の地区のうち旧両津市漁業協同組合の区域

2 区分

10トン未満の漁船により営む漁業のうち主としてさし網を使用して営む漁業及び主としてえびかごを使用して営む漁業以外の漁業

3 届出年月日

平成30年7月9日

◎新潟県告示第893号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

平成30年8月17日

新潟県知事 花角 英世

1 区域

新潟漁業協同組合の地区のうち旧西蒲漁業協同組合及び旧五十嵐浜漁業協同組合の区域

2 区分

法第104条第2号に掲げる漁業

3 届出年月日

平成30年7月9日

◎新潟県告示第894号

漁業法(昭和24年法律第267号)第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり

認可した。

平成30年8月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 漁業権者の名称及び住所
刈谷田川漁業協同組合
長岡市滝の下町4番35号
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更部分に対応する変更後部分が存在しない場合には当該変更部分を削り、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後		変更前	
(釣堀的漁場) 第9条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。		(釣堀的漁場) 第9条 新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づく釣堀的漁場を次のとおり開設する。	
(略)	<u>料金(税込み)</u>	(略)	料金
(略)	餌釣1日 大人 2,800円 未就学の幼児、小学生 2,300円 疑似餌1日 大人 3,500円 未就学の幼児、小学生 2,000円 <u>餌釣半日</u> 大人 1,500円 未就学の幼児、小学生 1,200円 <u>疑似餌半日</u> 大人 2,000円 未就学の幼児、小学生 1,200円	(略)	餌釣1日 大人 2,800円 未就学の幼児、小学生 2,300円 疑似餌1日 大人 3,500円 <u>女性 3,000円</u> 未就学の幼児、小学生 2,000円

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成30年8月7日

◎新潟県告示第895号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成30年8月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 漁業権者の名称及び住所
中魚沼漁業協同組合
十日町市干溝1508番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に改める。

変更後	変更前
(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし第1号の場合において <u>遊漁者が小中学生以下は無料、肢</u>	(遊漁料の額及び納付の方法) 第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし第1号の場合において <u>遊漁者が未就学の幼児のときは無</u>

<p>体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但書に指定する方法により納付するときは1,000円を加算した額とする。</p>	<p>料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但書に指定する方法により納付するときは1,000円を加算した額とする。</p>
--	---

- 4 変更後の遊漁規則の施行日
平成30年 8月 7日

◎新潟県告示第896号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨の通知があった。

平成30年 8月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県魚沼市松川字松川山996の189、996の190
 - (2) 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県魚沼市水沢字大平沢749の43、749の44、三ツ又字ツナカ澤268の69、268の73、268の74
 - (2) 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
 - 3 (1) 解除予定保安林の所在場所
新潟県魚沼市藁和田字マキ54の14（次の図に示す部分に限る。）、6の10、54の18（以上3筆国有林）
 - (2) 保安林として指定された目的
なだれの防止
 - (3) 解除の理由
指定理由の消滅
- （「次の図」は、省略し、その図面を新潟県農林水産部治山課及び魚沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第897号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16号の規定により、長岡市の中之島土地改良区から次のとおり役員が就任した旨の届出があった。

平成30年 8月17日

新潟県三条地域振興局長

- 1 就任
- 理事 長岡市池之島894番地 丸山 市治
- ” ” 灰島新田529番地 池上 紀一
- 就任年月日 平成30年 8月 8日

◎新潟県告示第898号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、佐度市の真野町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成30年 8月17日

新潟県佐度地域振興局長

- 1 退任
- 監事 佐渡市真野366番地 1 三浦 順一郎
- 退任年月日 平成30年 7月26日

◎新潟県告示第899号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、五泉市の十全土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成30年8月17日

新潟県新潟地域振興局長

1 就任

理事	五泉市村松乙420番地	安中 拡 (理事長)
〃	〃 蛭野1137番地	新保 善一
〃	〃 別所599番地	樽井 正晴
〃	〃 下大蒲原1178番地	岩野 幸永
〃	〃 大口555番地	安中 昭夫
〃	〃 安出365番地1	五十嵐 尚文
〃	〃 新屋154番地	清水 栄作
〃	〃 大原801番地	浅井 秀一
〃	〃 上大蒲原1921番地	桐生 正実
監事	〃 別所1148番地	鶴巻 洋一
〃	〃 高松347番地	小池 伊右衛門
〃	〃 山谷453番地	番場 幸夫

就任年月日 平成30年8月3日

2 退任

理事	五泉市村松乙420番地	安中 拡 (理事長)
〃	〃 蛭野1137番地	新保 善一
〃	〃 別所599番地	樽井 正晴
〃	〃 上大蒲原1936番地	小出 秀夫
〃	〃 下大蒲原1178番地	岩野 幸永
〃	〃 山谷246番地	中山 俊英
〃	〃 大口555番地	安中 昭夫
〃	〃 安出365番地1	五十嵐 尚文
〃	〃 新屋154番地	清水 栄作
監事	〃 下戸倉996番地	阿部 司朗
〃	〃 別所1148番地	鶴巻 洋一
〃	〃 大原432番地	新保 正雄

退任年月日 平成30年8月2日

◎新潟県告示第900号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営和田・横瀬地区区画整理（農地中間管理機構関連農地整備）事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年8月17日

新潟県知事 花 角 英 世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年8月20日から平成30年9月14日まで

3 縦覧に供する場所

魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内

(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第901号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営上田第1地区農業用排水施設整備(かんがい排水「集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年8月17日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成30年8月20日から平成30年9月14日まで

3 縦覧に供する場所

南魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第902号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営中之島第1地区農業用排水施設整備(かんがい排水「集積型」)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成30年8月17日

新潟県知事 花角 英世

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成30年8月20日から平成30年9月14日まで
- 3 縦覧に供する場所
南魚沼市役所
- 4 その他
 - (1) 審査請求について
この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内(以下「不服申立期間」という。)に、知事に対して審査請求をすることができる。
なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。
 - (2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて
 - ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日(告示日)の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として(訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。)、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。
 - イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。
 - ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。
なお、正当な理由があるときは、上記ア(審査請求をした場合にはイ)の期間や審査請求に対する裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第903号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定により次のとおり許可を取り消した。

平成30年8月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 処分をした年月日 平成30年7月23日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社外川組
外川 吉史
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市南区東笠巻2200
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特一28)第23072号
- 5 処分の内容 内装仕上工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年7月23日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年7月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
富士ゼロックス新潟株式会社
星野 明文
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区東大通1-2-23
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般一28)第42354号
 - 5 処分の内容 電気工事業、電気通信工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年7月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4
-

号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年7月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社桃崎設備
菅 昭弘
 - 3 主たる営業所の所在地
胎内市桃崎浜288-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第42365号
 - 5 処分の内容 さく井工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年7月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年7月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社高井電気
高井 一幸
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区赤縮837-4
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第44850号
 - 5 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年7月17日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年7月18日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社山源小林住建
小林 幸夫
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市鬼木新田1-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第16256号
 - 5 処分の内容 建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年7月18日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年7月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社関工務店
関 しづ子
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市浦6405
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第17451号
-

- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年 7 月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年 7 月17日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
エイシン株式会社
佐藤 勝治
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市北区柳原 3 - 1 - 15
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27) 第43486号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年 7 月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年 7 月 3 日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
片野建設
片野 新吾
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市大面905
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27) 第16005号
 - 5 処分の内容 建築工事業、とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年 7 月 3 日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年 7 月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
飯田塗装店
飯田 幸平
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市春日山町 3 - 12 - 17
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28) 第19794号
 - 5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年 6 月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第 1 項第 4 号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年 7 月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
中村塗装
中村 省三
 - 3 主たる営業所の所在地
-

阿賀野市笹岡字杉本39

4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第21584号

5 処分の内容 塗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年6月27日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年7月25日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

若井管工設備

若井 正則

3 主たる営業所の所在地

魚沼市田戸74-2

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第27504号

5 処分の内容 土木工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年7月4日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年7月10日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

皆川建設株式会社

皆川 元吉

3 主たる営業所の所在地

新潟市東区河渡庚265-2

4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第13982号

5 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年7月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年7月10日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

有限会社小国ウッドイーハウス

板屋 忠

3 主たる営業所の所在地

長岡市小国町法坂763-1

4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第41378号

5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し

6 処分の原因となった事実

平成30年7月10日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

1 処分をした年月日 平成30年7月11日

2 被処分者の商号、代表者の氏名

片山建築

片山 暁夫

- 3 主たる営業所の所在地
長岡市水道町2-6-13
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第41384号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年7月11日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年7月6日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
田村建築
田村 俊二
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市宮本堀之内町361-1
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第43381号
 - 5 処分の内容 建築工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年7月6日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年6月29日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
新潟ノーミ株式会社
笠原 久義
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区万代3-6-8
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第23884号
 - 5 処分の内容 管工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年6月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年6月25日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
有限会社石塚木工所
石塚 幸治
 - 3 主たる営業所の所在地
上越市安塚区和田2393-5
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-28)第9652号
 - 5 処分の内容 建築工事業、ガラス工事業、内装仕上工事業、建具工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年6月25日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

-
- 1 処分をした年月日 平成30年6月29日
-

-
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社新潟スプリングウォーター
村山 良平
 - 3 主たる営業所の所在地
柏崎市長浜町 8-14
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-26)第44498号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年 6月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年 6月26日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社宮川組
宮川 忠助
 - 3 主たる営業所の所在地
新潟市西蒲区門田100
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-27)第5207号
 - 5 処分の内容 造園工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年 6月26日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年 6月21日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社ミック
久保 正栄
 - 3 主たる営業所の所在地
長岡市琴平 3-5-59
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-25)第43019号
 - 5 処分の内容 土木工事業、電気工事業、管工事業、舗装工事業に係る一般建設業の許可の一部取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年 6月21日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年 7月3日
 - 2 被処分者の商号、代表者の氏名
塚本重機
塚本 勇
 - 3 主たる営業所の所在地
三条市柳川新田2680
 - 4 許可番号 新潟県知事許可(般-27)第21137号
 - 5 処分の内容 とび・土工工事業、管工事業に係る一般建設業の許可の取消し
 - 6 処分の原因となった事実
平成30年 6月15日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。
-

- 1 処分をした年月日 平成30年7月3日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
杉田建設株式会社
杉田 隆
- 3 主たる営業所の所在地
胎内市中倉919-2
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般特-29)第620号
- 5 処分の内容 建築工事業に係る特定建設業の許可の一部取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年6月13日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年6月29日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
永井電気株式会社
永井 慎一郎
- 3 主たる営業所の所在地
新潟市中央区本町通7番町1146
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第2622号
- 5 処分の内容 電気工事業、電気通信工事業、消防施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年6月29日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

- 1 処分をした年月日 平成30年6月22日
- 2 被処分者の商号、代表者の氏名
株式会社長谷川組
長谷川 清江
- 3 主たる営業所の所在地
長岡市中島5-8-9
- 4 許可番号 新潟県知事許可(般-29)第17457号
- 5 処分の内容 とび・土工工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 6 処分の原因となった事実
平成30年6月22日付けで建設業法第12条の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第1項第4号に該当する。

◎新潟県告示第904号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年8月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 上町屋釜沢糸魚川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
糸魚川市大字水保字前田1850番から	新	6.0～23.8メートル	224.2メートル
同市大字田中字へつり425番まで	旧	5.5～23.8メートル	223.5メートル

◎新潟県告示第905号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 8月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 路 線 名 県道 上町屋釜沢糸魚川線
- 2 供用開始の区間
糸魚川市大字水保字前田1850番から同市大字田中字へつり425番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年 8月17日

◎新潟県告示第906号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成30年 8月17日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 道路の種類及び路線名
県道 佐渡一周線
- 2 道路の位置
佐渡市松ヶ崎2023番13から同市松ヶ崎2024番 8 まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 海岸管理者 佐渡市 代表者 佐渡市長 三浦 基裕
所在 佐渡市千種232
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
兼用工作物の水たたき工の舗装面の改築、維持又は修繕等（明らかに海岸管理者が施工する海岸保全施設に関する工事に起因し生じた破損等の修繕は除く。）以外の部分の改築、維持又は修繕
- 5 管理の期間
平成30年 7月18日から当該施設の存続する日まで

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、検査実験台等一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年 8月17日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
検査実験台等 一式
 - (2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年8月30日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条(平成23年新潟県条例第23号)に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年8月31日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年9月7日(金)午前10時00分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の

規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

一般競争入札の実施について(公告)

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、全身用マルチスライスCT装置の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受けるものである。

平成30年8月17日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

全身用マルチスライスCT装置 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年8月30日(金)

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例(平成23年新潟県条例第23号)第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年9月13日(木)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年9月27日(木)午前10時00分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。）第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。（提出がないときは、契約を締結しない場合がある。）

イ 詳細は入札説明書による。

6 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be purchased :

Computed Tomography Scanner System [1] set

(2) Deadline for bid submission:

5 : 00 P.M. September 13, 2018

(3) Date of bid opening :

10 : 00 A.M. September 27, 2018

(4) For more information, please contact the following division in Japanese :

Administrative Section, Niigata Prefectural Kamo Hospital

1-9-1 Aomi-cho, Kamo City, Niigata Prefecture, JAPAN

〒959-1397

TEL 0256-52-0701

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、自動採血管準備システム一式の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成30年8月17日

新潟県立加茂病院長 秋山 修宏

1 入札に付する事項

(1) 購入等件名及び数量

自動採血管準備システム 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

平成31年8月30日（金）

ただし、建物の竣工時期に変更がある場合は別途協議する。

(4) 納入場所

新潟県立加茂病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品等入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に登載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県内に本社(本店)又は営業所等(支店、支社又は出張所等の名称は問わない。)が所在する者であること。

(6) 新潟県暴力団排除条例第6条(平成23年新潟県条例第23号)に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 959-1397

新潟県加茂市青海町1丁目9番1号

新潟県立加茂病院経営課

電話番号 0256-52-0701

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

(3) 応札仕様書の提出期限

平成30年8月31日(金)午後5時00分

4 入札、開札の日時及び場所

平成30年9月7日(金)午前10時30分

新潟県立加茂病院講堂

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、新潟県立加茂病院の交付する入札説明書に基づき応札仕様書を作成し、前記3(3)により提出しなければならない。

なお、提出された書類について、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(9) その他

ア 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

イ 詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第12号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年8月17日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所 在 地	市区町村名	病院の名称	所 在 地
(略)			(略)		
長岡市	(略) 介護老人保健施設 あらまち <u>介護老人保健施設 葵の園・長岡</u>	(略) 長岡市泉1-7 -24 <u>長岡市新保町字 横山882-1</u>	長岡市	(略) 介護老人保健施設 あらまち	(略) 長岡市泉1-7 -24
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成30年 8月17日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県警察組織規則の一部を改正する規則

新潟県警察組織規則（平成13年新潟県公安委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第1（第39条関係）			別表第1（第39条関係）		
課名	名称	分掌事務	課名	名称	分掌事務
(略)			(略)		
交通規制課	(略)	(略)	交通規制課	(略)	(略)
警備第二課	総合警備対策室	第36条に掲げる事務のうち大規模警備実施に伴う警備諸対策に関する事務			
(略)			(略)		
別表第3（第48条関係）			別表第3（第48条関係）		
課名	職名	職務	課名	職名	職務
(略)			(略)		
警備第二課	(略)	第36条に掲げる事務	警備第二課	(略)	第36条に掲げる事務
	警備対策管理官	（災害対策管理官及び総合警備対策室長の分掌に属する事務を除く。）及び新潟県管区機動隊に関する事務		警備対策管理官	（災害対策管理官の分掌に属する事務を除く。）及び新潟県管区機動隊に関する事務
	総合警備対策室長	総合警備対策室に関する事務			
(略)			(略)		

附 則

この規則は、平成30年 9月 1日から施行する。